

指導検査基準(移動支援)

○根拠法令

「法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）

「区地活実施要綱」＝文京区地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月27日18文福障第1070号）

「区地活登録要綱」＝文京区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する要綱（平成18年9月29日18文福障第1105号）

「区移動支援要綱」＝文京区移動支援事業実施要綱（平成18年9月29日18文福障第1105号）

「区基準」＝文京区移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準（令和2年1月28日付2019文福障第2543号）

「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 移動支援事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った移動支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、屋外での移動が困難で外出のための支援が必要と認められた利用者が、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援（個別支援・グループ支援）となっているか。</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する場合は、移動支援の事業の給付の対象としていないか。 ア 営業活動等の経済活動に係る外出 イ 通勤等の通年又は長期にわたる外出 ウ 犯罪に関わる行為への加担等社会通念上不適当であると認められる外出</p> <p>(5) 次のいずれかに定める形態により提供されているか。 ・個別支援型 対象者1人に対して介護者が1人により対応する。 ただし、対象者の状況により複数の介護者による支援が必要と区長が認める場合は、この限りでない。 ・グループ支援型 1人の介護者が複数の対象者への同時支援として対応する。</p> <p>(6) 通学及び施設への通所支援が適切に行われているか。</p>	<p>区基準第3条第1項</p> <p>区基準第3条第2項</p> <p>区移動支援要綱第2条</p> <p>区移動支援要綱第2条</p> <p>区移動支援要綱第2条の2</p> <p>区移動支援要綱第2条の3</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数及び資格</p>	<p>(1) 移動支援事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。また、従業者は資格及び実務経験を有しているか。</p> <p>＊常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p> <p>＊次のアからエまでに掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ以下に掲げる資格を有しているか。</p> <p>ア 身体障害者 (視覚障害者を除く。)</p> <p>(ア) 介護福祉士 (イ) 介護職員初任者研修修了者 (ウ) 介護職員基礎研修修了者 (エ) 訪問介護養成研修 (1～3級課程) 修了者 (オ) 居宅介護職員初任者研修修了者 (カ) 居宅介護従事者研修 (1～3級課程) 修了者 (キ) 全身性障害者外出介護従事者養成研修修了者 (ク) 重度訪問介護従事者養成研修修了者</p> <p>イ 視覚障害者 (ア) アの (ア) から (カ) までに掲げる資格 (イ) 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 (ウ) 同行援護従業者養成研修修了者</p> <p>ウ 知的障害者 (ア) アの (ア) から (カ) までに掲げる資格 (イ) 知的障害者外出介護従業者養成研修修了者 (ウ) 行動援護従業者養成研修修了者 (エ) 文京区移動支援従事者養成研修修了者</p> <p>エ 精神障害者 (ア) アの (ア) から (カ) までに掲げる資格 (イ) 行動援護従業者養成研修修了者</p>	<p>区基準第4条第1項 区地活登録要綱第5条</p> <p>区登録要綱第5条第1号</p>
<p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら移動支援の職務に従事するもののうち事業の規模 (当該移動支援事業者が居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、移動支援の事業と居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している移動支援事業、指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。) に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。 (この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に移動支援事業者としての区の登録を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p>	<p>区基準第4条第2項</p> <p>区基準第4条第3項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 管理者	<p>移動支援事業者は、各移動支援事業所において、専ら当該移動支援事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。(ただし、移動支援事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>他の職務との兼務は適切か。</p>	区基準第5条
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	<p>移動支援事業所には、移動支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、移動支援の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	区基準第6条 障発1206001通知第三の2(5)
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 移動支援事業者は、支給決定障害者等が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該移動支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する登録移動支援の内容 ウ 当該登録移動支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 移動支援の提供開始年月日 オ 移動支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 移動支援事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	区基準第7条第1項 区基準第7条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発1206001通知第三3(1)
2 受給者証への記載等	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該サービスの内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの移動支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る移動支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した移動支援の量を記載しているか。</p>	区基準第8条第1項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 提供拒否の禁止	<p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項のうち、変更が生じた事項について、記載の変更をしているか。</p> <p>移動支援事業者は、正当な理由がなく移動支援の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合 ③ 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合 <p>をいう。</p>	<p>区基準第8条第2項</p> <p>区基準第8条第3項 障発1206001通知第三の2①</p> <p>区基準第9条 障発1206001通知第三の3(3)</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>移動支援事業者は、移動支援の利用について区または一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。</p>	<p>区基準第10条 障発1206001通知第三の3(4)</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>移動支援事業者は、移動支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な移動支援を提供することが困難であると認める場合は、他の登録移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>区基準第11条</p>
6 受給資格の確認	<p>移動支援事業者は、移動支援の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>区基準第12条</p>
7 移動支援事業の支給の申請に係る援助	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援事業の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う移動支援事業の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>区基準第13条第1項</p> <p>区基準第13条第2項</p>
8 心身の状況等の把握	<p>移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>区基準第14条</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、移動支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>区基準第15条第1項</p> <p>区基準第15条第2項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
10 身分を証する書類の携行	<p>移動支援事業者は、移動支援事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該移動支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	区基準第16条
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から移動支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>区基準第17条第1項 障発1206001通知第三の3(9)①</p> <p>区基準第17条第2項</p>
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 移動支援事業者が移動支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるもの場合に限定されているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※移動支援事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 移動支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>区基準第18条第1項 障発1206001通知第三の3(10)</p> <p>区基準第18条第2項</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 移動支援事業者は、代理受領を行う移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る利用者負担額（区基準第19条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、代理受領を行わない移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る移動支援事業総費用額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、(1)及び(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において移動支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 移動支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p>	<p>区基準第19条第1項 区地活登録要綱第9条第1項</p> <p>区基準第19条第2項</p> <p>区基準第19条第3項</p> <p>区基準第19条第4項 区地活登録要綱第9条第3項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(5) 移動支援事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	区基準第19条第5項
14 地域生活支援給付費の額に係る通知等	(1) 移動支援事業者は、代理受領により区市町村から移動支援に係る地域生活支援給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る地域生活支援給付費の額を通知しているか。	区基準第20条第1項 区地活登録要綱第9条第6項
	(2) 移動支援事業者は、代理受領を行わない移動支援に係る移動支援事業総費用額の支払を受けた場合は、当該移動支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	区基準第20条第2項
15 移動支援の基本取扱方針	(1) 移動支援は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	区基準第21条第1項
	(2) 移動支援事業者は、提供された移動支援については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、移動支援計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。	区基準第21条第2項 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(14))
16 移動支援の具体的取扱方針	移動支援事業所の従業者が提供する移動支援の方針は次に掲げるところとなっているか。	
	(1) 移動支援の提供に当たっては、移動支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。	区基準第22条第1号
	(2) 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、移動支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	区基準第22条第2号
	(3) 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって移動支援の提供を行っているか。	区基準第22条第3号
	(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	区基準第22条第4号
17 移動支援計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な移動支援の内容等を記載した移動支援計画を作成しているか。	区基準第23条第1項
	(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画（当該計画が作成されている場合に限る。）を踏まえて、当該移動支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、移動支援計画の原案を作成し、移動支援計画に基づく支援を実施しているか。	障発1206001通知 第三の3(30) 準用(第三の3(16))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>(3) サービス提供責任者は、移動支援計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 移動支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、移動支援の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、移動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが移動支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 移動支援計画に変更のあった場合、(1)及び(5)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(16)①)</p> <p>障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(16)②)</p> <p>区基準第23条第2項 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(16)③)</p> <p>区基準第23条第3項 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(16)④)</p> <p>区基準第23条第4項</p>
18 同居家族に対するサービス提供の禁止	移動支援事業者は、移動支援事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する移動支援の提供をさせてはいないか。	区基準第24条
19 緊急時等の対応	移動支援事業所の従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	区基準第25条 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(17))
20 支給決定障害者等に関する区への通知	移動支援事業者は、移動支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	区基準第26条
21 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>(1) 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者に、区基準第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、17に規定する移動支援計画の作成業務のほか、移動支援事業所に対する移動支援の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>区基準第27条第1項</p> <p>区基準第27条第2項</p> <p>区基準第27条第3項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
22 運営規程	<p>移動支援事業者は、各移動支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 移動支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他事業の運営に関する重要事項 	区基準第28条
23 勤務体制の確保等	<p>(1) 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供できるよう、各移動支援事業所において、当該移動支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、各移動支援事業所において、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援を提供しているか。 移動支援事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該移動支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 移動支援事業者は、適切な移動支援をの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (令和4年3月31日までの間は努力義務)</p>	<p>区基準第29条第1項 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(22)①)</p> <p>区基準第29条第2項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(22)②)</p> <p>区基準第29条第3項 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(22)③)</p> <p>区基準第29条第4項</p>
24 業務継続計画の策定等	<p>(1) 移動支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する移動支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(令和6年3月31日までの間は努力義務)</p> <p>(2) 移動支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施しているか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、定期的(年1回以上)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>区基準第29条の2第1項</p> <p>区基準第29条の2第2項</p> <p>区基準第29条の2第3項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
25 衛生管理等	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援事業所の従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、当該移動支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。(令和6年3月31日までの間は努力義務)</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的(年1回以上)に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、その結果について、従業員に十分に周知すること。</p> <p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施すること。また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。</p>	<p>区基準第30条第1項</p> <p>区基準第30条第2項 準用(第34条第2項) 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(23))</p> <p>区基準第30条第3項、 第4項</p>
26 掲示	<p>移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>区基準第31条第1項、 第2項</p>
27 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び移動支援事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、管理者及び従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、他の移動支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>区基準第32条第1項</p> <p>区基準第32条第2項</p> <p>区基準第32条第3項</p>
28 情報の提供等	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該移動支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>区基準第33条第1項</p> <p>区基準第33条第2項</p>
29 利益供与等の禁止	<p>(1) 移動支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う他の移動支援事業を行う者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>区基準第34条第1項</p> <p>区基準第34条第2項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
30 苦情解決	<p>(1) 移動支援事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、区地活登録要綱第10条に基づき区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、支援法第81条第1項の規定により行う報告若しくは移動支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 移動支援事業者は、都道府県知事、区長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区長に報告しているか。</p> <p>(6) 移動支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>区基準第35条第1項</p> <p>区基準第35条第2項</p> <p>区基準第35条第3項</p> <p>区基準第35条第4項</p> <p>区基準第35条第5項</p> <p>区基準第35条第6項</p>
31 事故発生時の対応	<p>(1) 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、区への報告対象事故等については、以下のとおり。 ① 死亡事故（誤嚥によるもの等） ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ③ 医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 ④ 薬の誤与薬 ⑤ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） ⑥ 感染症の発生 ⑦ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ⑧ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ⑨ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） ⑩ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>区基準第36条第1項及び第2項 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(27)) 平成31年4月17日付31福保障第194号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」</p> <p>区基準第36条第3項</p>
32 身体拘束等の禁止	<p>(1) 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>区基準第36条の2第1項</p> <p>区基準第36条の2第2項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
<p>33 虐待等の禁止</p> <p>34 会計の区分</p> <p>35 記録の整備</p>	<p>(3) 移動支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 (令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化)</p> <p>移動支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (令和4年3月31日までの間は努力義務) ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的(年1回以上)に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。 ③ (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者(相談支援専門員)を置くこと。</p> <p>移動支援事業者は、各移動支援事業所において経理を区分するとともに、移動支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p> <p>(1) 移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。 ア 11に規定する移動支援の提供に係る記録 イ 17に規定する移動支援計画 ウ 29に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 20に規定する区への通知に係る記録</p>	<p>区基準第36条の2第3項</p> <p>区基準第36条の3</p> <p>区基準第37条</p> <p>区基準第38条第1項</p> <p>区基準第38条第2項 障発1206001通知第三の3(30) 準用(第三の3(29))</p>
<p>第5 雑則</p> <p>1 電磁的記録について</p>	<p>移動支援事業者は、書面で行うことが想定されているものについて、書面に代えて、電磁的方法による場合は、相手方の承諾を得ているか。</p>	<p>区基準第38条の2</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
<p>第6 届出等</p> <p>1 都知事への事業開始届及び変更届</p> <p>2 区長への変更の届出</p>	<p>移動支援事業者は、移動支援を開始しようとするときに、支援法施行規則第66条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出ているか。また、事業開始後、これらの事項に変更があったときは、変更の日から1か月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 移動支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の種類及び内容 ② 経営者の氏名及び住所 ③ 条例、定款その他の基本 ④ 職員の定数及び職務の内容 ⑤ 主な職員の氏名及び経歴 ⑥ 事業を行おうとする区域 ⑦ 事業開始の予定年月日 <p>移動支援事業者は、登録事項に変更があったときに、速やかに、その旨を文京区長に届け出ているか。</p> <p>※ 移動支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業者名（法人名） ② 事業者の代表者 ③ 事業者の所在地・連絡先 ④ 事業所名 ⑤ 事業所の所在地・連絡先 ⑥ 事業所の管理者氏名 ⑦ サービス提供責任者氏名 ⑧ 運営規程 ⑨ その他（従業員の職種・員数） 	<p>支援法第79条第2項及び第3項 支援法施行規則第66条第1項 支援法施行規則第67条</p> <p>区地活登録要綱第7条第1項</p>
<p>第7 地域生活支援給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(1) 移動支援に要する費用の額は、次に掲げる区移動支援要綱の別表により定める単位数とし、当該支給決定障害者等にサービスを提供した1か月の単位数の合計に地域単価を乗じて得た額から利用者負担額（報酬単価に基づき算出した額の100分の10（利用者負担が上限月額を超える場合は、原則として当該上限月額までの負担とする。）とする。）を差し引いた額を算定しているか。</p> <p>(2) 同一月の移動支援の利用時間数と法第5条第4項に規定する同行援護の利用時間数を合計した時間数が36時間以内の場合、移動支援の利用時間数は独自助成対象になっているか。</p> <p>(3) 車両支援加算を算定する場合は、次に掲げる区移動支援要綱の別表第2により定める単位数とし、以下の条件を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 区の区域外に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）又は大学に限る。）への通学を支援するものであること。 ② 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可又は第79条に規定する登録を事業所が受けていること。 	<p>区移動支援要綱第5条第2項</p> <p>区移動支援要綱第5条第2項</p> <p>区移動支援要綱第2条第2項 区移動支援要綱第5条第2項</p>